

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。(平成28年4月1日現在)

行政職給料表の職員数

等級ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		職員数(人)	構成比(%)
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士又は司書の職務	61	24.3
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 困難な業務を行う保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士又は司書の職務	26	10.3
3級	1 主査の職務 2 主任主査、主任保育士、主任保健師又は主任看護師の職務 3 係長、支所長又は園長の職務	72	28.6
4級	1 困難な業務を行う主任主査、主任保育士、主任保健師又は主任看護師の職務 2 副主幹又は困難な業務を行う係長、支所長又は園長の職務	51	20.2
5級	1 困難な業務を行う副主幹の職務 2 主幹又は課長補佐の職務 3 所長、室長又は場長の職務	26	10.3
6級	1 会計管理者、課長又は局長の職務	16	6.3

職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	主な職名	等級	合計	
			職員数(人)	構成比(%)
係員級	主事 主任主査 保育士 主任保育士 技師 保健師 主査 指導主事	1級	160	63.6
		2級		
		3級		
		4級		
係長級	係長 園長 副主幹 支所長	3級	50	19.8
		4級		
		5級		
課長補佐級	課長補佐 局長補佐 主幹 所長	5級	26	10.3
課長級	課長 事務局長	6級	16	6.3

技能労務職給料表の職員数

等級ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		職員数(人)	構成比(%)
1級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員の職務 3 労務作業員等の職務	0	0
2級	1 技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 3 経験を必要とする労務作業員等の職務	0	0
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする労務職員等の職務	14	46.6
4級	1 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 3 高度な技能又は経験を必要とする労務作業員等の職務	11	36.7
5級	1 自動車運転手を直接指揮監督する主任の職務 2 一般技能職員を直接指揮監督する主任の職務 3 労務作業員等を直接指揮監督する主任の職務	5	16.7

職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	主な職名	等級	合計	
			職員数(人)	構成比(%)
係員級	運転手 技工 調理員 用務員 運転手兼清掃員 主任運転手 主任技工 主任調理員 主任用務員 主任運転手兼清掃員	1級	30	100.0
		2級		
		3級		
		4級		
		5級		
		5級		